※(仮称)小牧市地域協議会に関する条例が制定された場合

地域協議会の活動段階について

1 地域協議会の活動段階

条例施行規則の中で、地域協議会の活動指標となる段階を設けることを検討

活動内容	段階
課題解決事業を1事業以上実施する。	第1段階
課題解決事業を2事業(1事業は福祉分野の事業とする。)以上	第2段階
実施する。	
課題解決事業を3事業(1事業は福祉分野の事業とする。)以上	第3段階
実施する。	

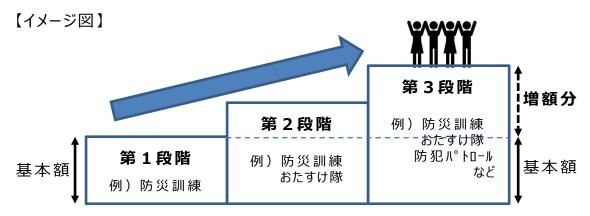
課題解決事業(例)

- ・防災分野の事業(学区防災訓練、避難所運営マニュアル作成、備蓄品購入等)
- ・福祉分野の事業(高齢者の生活支援活動、包括サロン、認知症カフェ等)
- ・防犯分野の事業(交通安全の見守り活動、夜間パトロール等)
- ・環境分野の事業(清掃活動、草刈等)
- ・青少年健全育成分野の事業(児童の登下校の見守り、あいさつ運動等)
- ・文化分野の事業(地域の歴史・風土の学習、伝統芸能保存等)
- ・その他地域の課題に関する事業

2 交付金(地域づくり事業費)の基本額の設定(案)

地域助け合い交付金の地域づくり事業費について、これまでの地域協議会の活動内容や決算金額をベースに基本額を設定するものとし、活動段階に応じて基本額に一定の割合を乗じていくものとする。

- 第1段階→地域づくり事業費 基本額×100分の100
- 第2段階→地域づくり事業費 基本額×100分の150
- 第3段階→地域づくり事業費 基本額×100分の200



※(仮称)小牧市地域協議会に関する条例が制定された場合

3 段階的な交付

- ① 地域協議会が活動を充実させていくのに合わせて必要な交付金を交付する
- ② 地域協議会が福祉分野の事業(高齢者生活支援等)を行う事につなげる
- ③ 各協議会の初期段階で必要な金額を基本額とする

4 活動段階の判断基準

各地域協議会の総会資料にある事業計画に記載してある事業を基に判断するものとし、当該年度の地域づくり事業費の予算を活動段階に応じて設定する。